

バーゼル条約の実施を取り巻く 昨今の状況について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和6年4月30日













1. バーゼル条約とOECD理事会決定の概要

- 2. バーゼル条約の廃プラスチックとe-wasteにかかる附属書改正
- 3. 我が国の廃棄物の輸出入の状況
- 4. 廃棄物の輸出入と資源循環を巡る動向

バーゼル条約について



正式名称: **有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約**

概要: 有害廃棄物の輸出入を規制

成立: 1989年バーゼル (スイス) で採択、1992年発効

経緯: 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出

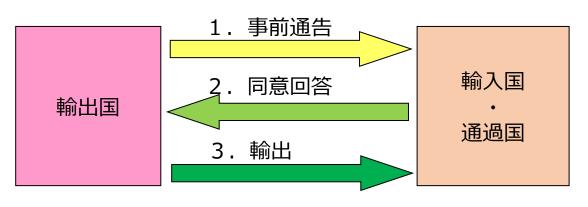
が多発

締約国: 189か国1機関及び1地域 (2024年4月19日現在)

• 有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化

(注:OECD国間の取り決めに基づく有害廃棄物のリサイクル目的の輸出入においては、本原則は掲げられていない。)

- 輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務
- 移動書類の携帯(移動開始から処分まで)
- ・ 不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務(再輸入、処分等)

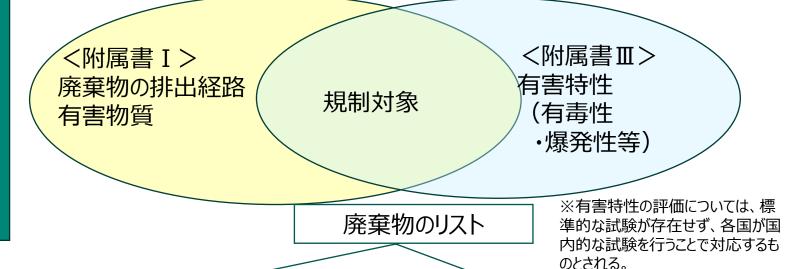


バーゼル条約・バーゼル法の規制対象物



附属書IV(処分作業又はリサイクル作業)が目的とされているもの

規制対象物
<附属書 II >
特別の考慮が
必要な廃棄物
家庭からの廃棄物
一部の廃プラス
チック



規制対象物 < 附属書VIII> 鉛蓄電池、めっき汚泥、 廃石綿、シュレッダーダスト等 (PCB以外は裾切値の規定なし) 規制対象外<附属書IX> 鉄くず、貴金属のくず、一部の固形プラス チックくず、紙くず、繊維くず、ゴムくず等

- 有害特性の評価については、締約国がそれぞれの考え方を適用。
- 附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる廃棄物以外に、国内法令により有害であると定義され又は認められる廃棄物を通報することにより、締約国に事前通報を求める又は輸出入を禁止することができる。

二国間・多国間協定 (バーゼル条約第11条)



経済協力開発機構(OECD)理事会決定

OECD加盟国間(日本、欧米、韓国等)

有害廃棄物等の輸出入手続及び 許可要件の簡素・迅速化



バーゼル条約で規制対象のものが<u>リサイクル目的の場合</u> 一部、手続規制対象外 (例)

プリント基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ 石炭火力発電所から生じる飛灰 塩化ビニル (PVC)

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組



バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等 の規制に関する法律)

<u>特定有害廃棄物等</u>の輸出入を 規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出:非OECD加盟国向けと廃鉛蓄 電池は環境大臣の確認が必要
- 輸入:必要があれば環境大臣は意見を 陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に 関する法律)

廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許 可】

 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認 (許可)が必要 (輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可 を受け、別途外為法で行われる)

バーゼル法・廃掃法の規制対象の事例



バーゼル法

の規制対象物

実際に輸出入実績のあるものの例(個別には、有害性分析、廃棄物該当性の評価により判断)

廃掃法

輸出入の規制対象物

有害性を判断 バーゼル法 規制対象物 有害廃棄物 非有害廃棄物 (バーゼル物) (処分(リサイクルを (処分(リサイクルを 含む)がされる物) 含む)がされる物) 鉄スクラッ 鉛蓄電池 石炭灰 紙くず 廃基板 廃蛍光灯 有価物 有価物 廃棄物 (無価物) 有害使用済機器 廃棄物処理法輸出入 規制対象物

価値を判断(※)

- ※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
- ①物の性状(環境基準等への適合状況等)、②排出の状況(排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の取扱い形態(廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無(処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思 等



- 1. バーゼル条約とOECD理事会決定の概要
- 2. バーゼル条約の廃プラスチックとe-wasteにかかる附属書改正
- 3. 我が国の廃棄物の輸出入の状況
- 4. 廃棄物の輸出入と資源循環を巡る動向

バーゼル条約プラスチック廃棄物に係る附属書改正について



- プラスチック廃棄物による海洋汚染の指摘を受け、2019年に行われたバーゼル条約第14回締約国会議 (COP14)において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決 定。2021年より改正ルールが施行。
- これにより、規制対象となるプラスチックを輸出するためには、**輸出相手国に対する通告及び事前の 同意が必要**となった。他方、<u>「輸出禁止措置」ではない</u>ことに留意が必要。
- 本附属書の改正を受け、日本は改正バーゼル条約附属書を国内法で担保するため、バーゼル法省令を 改正。また、**規制対象のプラスチックを判断するための該非判断基準を策定**し、税関等と協力して輸 出入管理を行っている。

〈途上国における廃プラの不適正処理〉





廃棄物管理の能力が低い国ではリサイクルの過程で環境中に流亡し、海洋汚染の懸念も。



バーゼル条約で途上国への流れを 輸出入の段階で管理

〈該非判断基準に基づく輸出入管理〉

規制対象外



規制対象



税関の職員等が容易に判断でき、また、判断の ばらつきが生じにくい基準を、汚れ、異物の混 入、素材の単一性等の観点から策定。

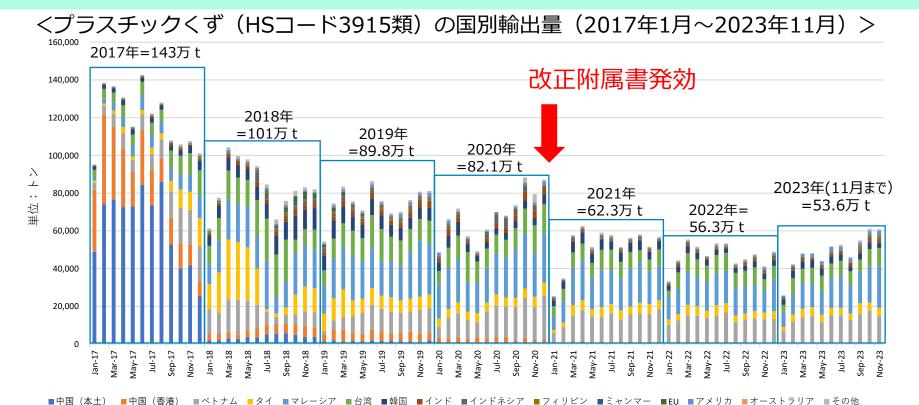


輸入国における環境保全及び円滑な 輸出入管理・シップバックの防止

<u>プラスチックくず輸出量の変化</u>



- 日本からのプラスチックくず (HSコード3915類)の輸出については、2017年までは中国 (本土)がその50~60%を占めていたが、2017年12月末の輸入規制措置以降は、ほとんど 中国への輸出はなくなった。
- 2018年1月以降、タイ、マレーシア、台湾等への輸出が増えたが、それらの国・地域による輸入規制が始まると、これらの国への輸出も減少した。
- 2021年1月にバーゼル条約改正附属書が発効され、輸出量はさらに減少。2022年の輸出量は前年比9割ほどとなった。2023年(12月を除く)の輸出先上位はマレーシア、ベトナム、 台湾と続いている。



COP15 e-wasteに係る改正



- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議(COP15)において、 **非有害な電気・電子機器廃棄物(e-waste)を新たに条約の規制対象に追加することが決定。**併せて同条約の対象となるe-wasteの規定方法の見直しが行われ、どのような性状・形状(機器本体、部品、処理に伴う廃棄物)のe-wasteが条約の規制対象となるのが明確化された。
- ◆ 本改正により、有害・非有害に関わらず、全てのe-wasteが条約の規制対象となった。改正附属書は2025年(令和7年)1月1日から発効。(各国が実施に向けて国内規則等を準備中。)

	附属書の種類	主な改正内容						
附属書Ⅱ	<u>規制対象</u> となる <mark>非有害な</mark> 廃棄物のリスト	従来附属書IXにB1110 として規定されていた非有害なe-wasteを、Y49 として本附属書に追加。併せて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか(機器本体、部品、処理に伴う廃棄物)を明確化。						
附属書Ⅷ	<u>規制対象</u> となる <u>有害な</u> 廃棄物のリスト	従来A1180として規制されていた有害なe-wasteについて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか(機器本体、部品、処理に伴う廃棄物)を明確化。 ①機器本体 a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器 b)有害な部品(ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等)を含む機器 ②部品 有害な部品 ③処理に伴う廃棄物 処理した際に発生する有害な破砕物、分解物等						
附属書IX	規制対象とならない 非有害な廃棄物のリスト	既存のe-wasteに関連する規定(B1110とB4030)を削除。						



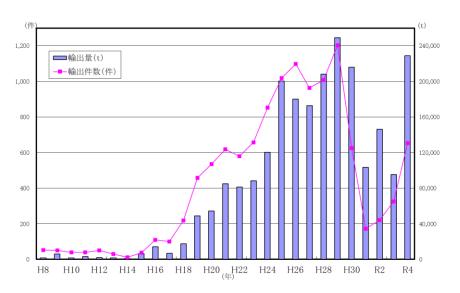
- 1. バーゼル条約とOECD理事会決定の概要
- 2. バーゼル条約の廃プラスチックとe-wasteにかかる附属書改正
- 3. 我が国の廃棄物の輸出入の状況
- 4. 廃棄物の輸出入と資源循環を巡る動向

特定有害廃棄物等の輸出入実績(令和4年)

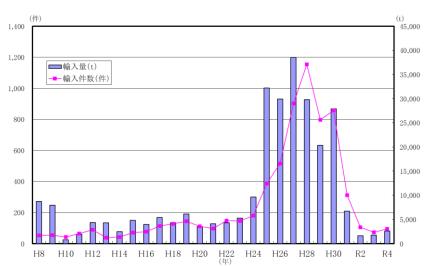


我が国からの輸出(括弧内は前年)			我が国への輸入(括弧内は前年)		
相手国への通告	70件 (43)	540,893トン (402,661)	相手国からの通告	60件 (62)	30,707トン (23,357)
輸出の承認	61件 (41)	409,638トン (417,366)	輸入の承認	31件 (27)	19,692トン (10,940)
輸出移動書類の交付 (輸出件数・輸出量)	653件 (326)	228,704トン (95,386)	輸入移動書類の交付	96件 (73)	2,630トン (1,776)
相手国・地域 台湾、韓国、ベルギー 等		相手国·地域	タイ、台湾、フィルピン 等		
品目	プラスチック、銅くず、石炭灰 等		品目	金属含有スラッジ、電子部品スクラップ等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移



特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



廃棄物の輸出入実績(令和4年)

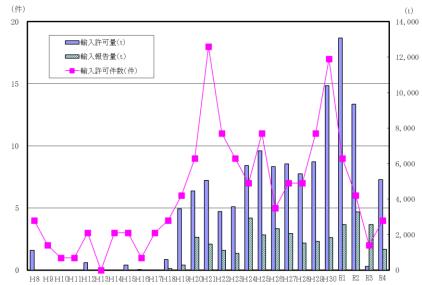


我が国からの輸出(括弧内は前年)			我が国への輸入(括弧内は前年)		
輸出確認	62件 (44)	5,454,630トン (3,828,330)	輸入許可	4件 (2)	5,101 トン (200)
輸出報告量		1,212,652トン (866,754)	輸入報告量		1,184 トン (2,568)
相手国·地域	韓国、香港	等	相手国·地域	台湾 等	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、金	属くず、水銀含有汚泥等

廃棄物の輸出確認量、輸出確認件数及び輸出報告量の推移

(件) (千t) 120 9,000 ■輸出確認量(千t) ■ 輸出報告量(千t) ■ 輸出確認件数(件) 8,000 100 7,000 80 6,000 5,000 60 4,000 40 3,000 2,000 20 1,000 H8 H9 H10H11H12H13H14H15H16H17H18H19H20H21H22H23H24H25H26H27H28H29H30 R1 R2 R3 R4 年

廃棄物の輸入許可量、輸入許可件数及び輸入報告量の推移





- 1. バーゼル条約とOECD理事会決定の概要
- 2. バーゼル条約の廃プラスチックとe-wasteにかかる附属書改正
- 3. 我が国の廃棄物の輸出入の状況
- 4. 廃棄物の輸出入と資源循環を巡る動向

2023年G7会合における成果



G7札幌気候・エネルギー・環境大臣コミュニケ(循環経済分野)(2023年4月)(抄)

- **重要鉱物等の国内・国際回収リサイクルの強化**に合意 電気・電子機器等からの<u>国内・国際の重要鉱物回収リサイクルの増加</u>に合意。途上国のリサイク ルのための環境規制の枠組みや能力開発の強化を含む環境整備を促進しつつ、<u>円滑で環境的に</u> 優れ効率的、国際的な回収・リサイクルを確保するための議論を促進。
- ■「循環経済及び資源効率性の原則(CEREP)」採択 民間企業の循環経済及び資源効率性に関する行動指針を策定。
- そのほか、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化、バリューチェーンにおける循環性の測定、情報の 共有・活用の重要性・議論、国際協力の強化に合意した。

G 7 広島首脳コミュニケ(2023年 5 月)(抄)

我々は、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済・社会システムをネット・ゼロで、<u>循環型で、</u>気候変動に強靭で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットする。

我々は、<u>バリューチェーンにおける資源効率性及び循環性の向上が一次資源の使用量を削減し、気</u> <u>候変動やその他の環境目標の達成に貢献することを強調</u>し、<u>ステークホルダー、特に企業に対し、そうし</u> <u>た行動を強化することを奨励</u>する。したがって、我々は、<u>循環経済・資源効率性原則(CEREP)</u> を支持する。

我々は、<u>サプライチェーンにおける循環性</u>を高めつつ、国内及び国際的な重要鉱物や原材料、その他の適用可能な原料の環境上適正で、持続可能かつ効率的な回収・リサイクルを増やす。 16

日米首脳会談における成果



■ 令和6年4月10日(日本時間11日)、米国・ワシントンDCを公式訪問中の岸田文 雄内閣総理大臣は、ジョセフ・バイデン米国大統領と日米首脳会談を行い、その 成果として、共同声明・ファクトシートを発出。

ファクトシート:岸田総理大臣の国賓待遇での米国公式訪問

日米両国は、回収事業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する

OECD 理事会決定の下、環境上適正なリサイクルのため、年間 1億7,000万ドルの

米国から日本への電子スクラップ輸出を引き続き促進する意図を有し、脱炭素化及

び環境への負の影響の削減に不可欠な重要鉱物及び原材料の循環性の増加に関す

る政策対話の促進を通じて協力を強化する。



出典:外務省

各国の廃棄物輸出入関連規制の動向



- EUは廃棄物の越境移動について有害性にかかわらず規制を強化する傾向。またOECD向けの輸出であってもモニタリング強化や監査手続きの導入を実施する予定。
- BAN改正の批准に向けた準備・検討を進めている国(フィリピン・カナダ)もある。

EU 改正廃棄物輸送規則(2024年)

- 2024年3月27日にEU理事会で改正廃棄物輸送規則(WSR)が正式に採択。
- 非OECD国向けの非有害な廃棄物輸出について、明示的な同意と環境上適正な処理ができることを証明できない限り、輸出禁止。
 - 非OECD国向けのプラスチックについてはバーゼル条約規制対象外のプラ廃棄物(B3011)についても輸出禁止
 - OECD加盟国への輸出は事前通告同意手続(PIC手続)の届出を条件として認めることで合意
- **OECD国向けの輸出**について、**モニタリングの強化**。輸出先での環境影響が認められる場合、輸出を停止させることが可能 に。
- EU域外への廃棄物の輸出に関し、輸出先国の処理施設で環境上適正な処理が行われることについて、3年ごとに独立機関による監査を受ける。(施行は公布の3年後から)
- ・ PIC手続の簡素化・合理化の実施。紙媒体で実施されているEU域内でのPIC手続等のデジタル化等。

BAN改正への対応

- バーゼル条約COP3(1995年)でOECD加盟国から非OECD加盟国へ有害な廃棄物が越境移動することを禁止する条約改正を採択。
- ・ 2019年12月5日に当該改正が発効要件を満たし発効。103か国・機関が批准(2024年4月15日現在)
- アジア地域では中国、タイ、マレーシア、スリランカ等が批准。フィリピンやカナダも批准に向けた検討を実施中。

e-waste・プラスチックにかかる輸入規制の例

- 廃プラの輸入は禁止(カンボジア)
- 一部条件を満たすプラスチックくずについてのみ輸入可(カンボジア、インドネシア、ベトナム)
- 有害なe-wasteについては輸入禁止(ミャンマー・ラオス)

